

陳 情 文 書 表 (平成28年6月10日定例会提出)

陳情第33号

菅原東町自治会の住居表示実施についての陳情書

平成28年6月7日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●
菅原東町自治会
会長 下江俊夫

菅原東町自治会としましては、地域住民の不便解消のため早期の住居表示実施に向けて進めてまいりました。しかし今回、当自治会区域の一部住民により、住居表示実施に伴う公示案について変更請求の提出があったと知り、改めて当自治会住民の大多数が、平成28年3月2日付公示の町界・町名案による早期の住居表示実施を強く望む要望書を添えて陳情いたします。

奈良市議会としても、地域住民の意向を酌んでいただき、速やかな実施に至りますよう、御協力をお願い申し上げます。

・平成28年3月2日付公示の町界・町名案での住居表示実施を望む署名：564名

<経過説明>

平成17年ごろから、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業区域周辺の住居表示実施について、各自治会役員・対象区域住民説明会、地元世話人会が開催されました。平成19年には実施予定区域も決まり、平成20年には「青野町ベース」での町界・町名が合意され、あとは「菅原町ベース」での町界・町名の合意待ちとなりました。しかし菅原西町自治会より、菅原西町自治会全域にも実施してほしいと市に要望があり、新たな菅原町の実施予定区域が決まるのを待っておりました。

平成22年9月に菅原町の新たな実施予定区域が決まり、平成23年から平成24年にかけて当自治会代表として自治会長と世話人3名、菅原西町自治会代表として自治会長と世話人4名、菅原奥池自治会長、時には歴代の自治会長も参加して数回の話し合いを持ちました。しかし、菅原西町・東町双方の主張がなかなかまとまらず、折衷案として当自治会区域は菅原一丁目から三丁目、菅原西町・菅原奥池自治会区域は菅原西一丁目から四丁目と決まりました。

【各世話人の主張】

菅原東町の主張…JR奈良駅を基点として東より菅原一丁目から七丁目を希望。

菅原西町の主張…菅原東町自治会区域は同じく東より菅原東一丁目から三丁目、菅原西町・菅原奥池自治会区域は菅原西一丁目から四丁目と東西をつけることを希望。

世話人より、折衷案に至るまでの経緯及び今後についての住民への説明会を市に依頼しました。

平成24年5月20日、市からの住民説明会が開催されましたが、その席上において、出席住民より住居表示実施の賛否についてのアンケート調査の要望が市に対して出され、実施することとなりました。

- ・平成24年11月 アンケート配布（自治会も協力）
- ・平成24年12月11日開封。

結果…菅原町全体で41.1%も反対意見があり（ただし当自治会区域では実施賛成が66.3%）、当初予定の近鉄西大寺駅南土地区画整理事業区域及びその周辺地域並びに菅原西町地区の同時実施を断念すること、今後は各地域の要望があり必要性の高い区域から実施していく市の方針説明がなされました。

以上の方針を受けて、当自治会区域では実施賛成が多数（66.3%）であり、かつ近鉄西大寺駅南土地区画整理事業区域を多く含んでおり、同事業区域住民より不便解消のため住居表示の早期実施を望む声が当自治会に多数ありましたことから、当自治会の84.4%の賛成多数を得て要望書をまとめ、当自治会として住居表示を先行して実施されるよう、平成27年4月1日に市長に要望しました。

当自治会区域で住居表示を先行実施するに当たり、以前に菅原西町・東町両自治会で町名についてもめた経緯もありますので、菅原西町自治会が希望していた方位（東）をつけた新町名『菅原東』、さらに一部住民の希望する菅原天満宮周辺が一丁目となるように一丁目区域を広げて三分割を二分割にした配慮案にて、昨年秋ごろの住居表示審議会の予定で進んでいました。

しかしここまで配慮したにもかかわらず、菅原西町自治会の一部住民より「当初は三分割で一丁目から三丁目の計画であり、三分割に戻し、菅原天満宮付近から一丁目にすべき」との意見があり、審議会を延期して話し合いを持ったところ、菅原西町自治会から「他の町（横領町）を編入したところの一丁目は容認できない、菅原天満宮周辺の一丁目が一番よい。これら以外なら、近鉄西大寺駅を起点として北から一丁目とする案はどうか。」との意見が出されました。当自治会は再度の配慮を重ねて近鉄西大寺駅からの一丁目案を緊急に自治会役員で検討し、住居表示の目的にも合致するし、菅原西町自治会からの提案であり、変更請求などが出て町内活動に悪影響を及ぼすことを避けられるならということで、平成28年3月2日付公示の町界・町名案となりました。

ここまで配慮したにもかかわらず、変更請求の提出があり、非常に残念であります。

ただ、これ以上の一部住民への配慮は、住居表示の目的の一つである住所をわかりやすくあらわす趣旨に反してしまい、孫子の代にまで迷惑をかけてしまうこととなります。したがって、公示案までの配慮はしますが、住居表示の趣旨に反したこれ以上の配慮はせず、公示の町界・町名案で進めて行くこととなりました。

以上が今回の議案提出までの経緯でございますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上